

議案第 34 号

石岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 27 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める省令の改正に伴い，当該条例の一部を改正するため。

石岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

石岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準
を定める条例（平成25年石岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員，設備及び
運営に関する基準

」

「

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の20の2
・第59条の20の3）

に

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員，設備及び
運営に関する基準

」

改める。

第1条中「第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき，」を「第78条の
2の2第1項第1号及び第2号，第78条の4第1項及び第2項の規定に基づ
き，共生型地域密着型サービスの事業及び」に改める。

第2条中第6号を第7号とし，第5号の次に次の1号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法
第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービス
をいう。

第5条第1号中「政令で定める者」の後に「（介護保険法施行規則（平成
11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定
する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第6条第2項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要
な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては，3年以上）」に改め，

同条第5項中「次の各号に」を「次に」に改め、「午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第6条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第8項中「午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第16条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第39条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「正当なる理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない。」を「行わなければならない。」に改める。

第46条第1項中「政令で定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第47条第2項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第59条の9第6号中「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改める。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業

者をいう。），指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい，主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい，主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は，次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。），指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。），指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。），指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が，当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。），指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。），指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。），指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共

生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の2に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第59条の25中「9人」を「18人」に改める。

第59条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第59条の38中「第34条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第61条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「以下この項において同じ。」を「以下この条において同じ。」に改め、「指

定認知症対応型通所介護をいう。」の後に「以下同じ。」を加える。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「3人以下とする。」を「3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。」に改め、同条第2項中「第82条第7項」の次に「及び第191条第8項」を加える。

第82条第1項中「及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第191条に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を「，指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院」に改め、同条第7項中「（以下」の次に「この章において」を加える。

第83条第3項，第84条，第103条第3項，第111条第2項及び第112条中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第117条第7項を第8項とし，第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第125条第3項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第130条第4項中「看護職員のうち1人以上及び介護職員のうち」を「看護職員及び介護職員のうちそれぞれ」に改め，「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加え，同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「，作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め，同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第138条中第6項を第7項とし，第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第151条第3項を次のように改める。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は，専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし，指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び

看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第151条第4項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「，作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第153条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第157条第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以

上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第191条第1項中「（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）」を「（第82条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）」に改め、同条第6項中「本体事業所である」を「第82条第7項に規定する本体事業所である」に、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿

泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第191条第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第191条第12項の次に次の1項を加える。

- 13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に市長が定める研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加え，同項を第3項とし，第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず，指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は，本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第194条第1項中「29人」を「29人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては，18人）」に改め，同条第2項第1号中「利用定員」を「利用定員，サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所にあつては，12人」に改め，同項第2号中「9人」を「9人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所にあつては，6人）」に改める。

第195条第2項第2号エの次に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて，当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には，当該診療所が有する病床については，宿泊室を兼用することができる。

第199条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所にあつては，研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第202条中「「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と」の次に「、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と」を加える。

第203条第2項中「法人とする。」の次に「ただし、第190条に規定する看護小規模多機能型居宅介護にあつては、法人または医療法（昭和23年法律第205号）に基づく許可を得て診療所を開設している者とする。」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。